

別紙 (利用料及びその他の費用等) サンケア上甲子園

(1)施設サービスに係る費用[5.(1)、(2)関係]

地域区分 西宮市(3級地):1単位=10.68円

R8.6.1

基本サービス料金		要介護度	1日の単位	1日の利用料(円)※10割	備考
ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(I)	要介護 1	670	7,155		
	要介護 2	740	7,903		
	要介護 3	815	8,704		
	要介護 4	886	9,462		
	要介護 5	955	10,199		
加算料金等		単位	利用料(円)	備考	
日常生活継続支援加算(II)		46	491	・次のいずれかに該当。a 算定日の属する月の前六月間又は前十二月間の新規入所者総数のうち、要介護状態区分が要介護四又は五の者の占める割合が70%以上であること。b 算定日の属する月の前六月間又は前十二月間における新規入所者総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が65%以上であること。c 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第一条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の15%以上であること。 ・介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること	
看護体制加算	(1)看護体制加算(I)イ	12	128	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定する。	
	(2)看護体制加算(II)イ	23	245	看護職員を常勤換算方法で2名以上配置し、看護師による24時間連絡体制を確保している場合に算定する。	
夜勤職員配置加算(II)イ		46	491	夜勤を行う職員の数が最低基準を1以上上回っている場合に算定する。	
個別機能訓練加算	(1)個別訓練加算(I)	12	128	常勤専従の機能訓練指導員を配置して、計画的に機能訓練を実施している場合に算定する。	
	(2)個別訓練加算(II)	20 *	213	加算(I)を算定している入居者について、訓練計画内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって必要な情報を活用していること	
若年性認知症入所者受入加算		120	1,281	若年性認知症の入居者を受け入れて、個別の担当者を定めサービス提供した場合に算定する。	
専従常勤医師配置加算		25	267	専従の常勤医師を1名以上配置した場合に算定する。	
精神科医療養指導加算		5	53	全入居者の1/3以上が認知症である場合に、月2回以上精神科医師による定期的な療養指導が行われている場合に算定する。	
安全対策体制加算		20	213	入居時に1回、外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。	
初期加算		30	320	入居日から起算して30日以内の期間について算定する。	
入院外泊時費用		246	2,627	入居者が病院への入院を要した場合及び居宅において外泊した場合に1ヶ月につき6日を限度として算定する。	
退所時等相談援助加算	(1)退所前訪問相談援助加算	460 *	4,912	退居後生活する居宅等を訪問、相談援助を行った場合に算定する。(1回)	
	(2)退所後訪問相談援助加算	460 *	4,912	退居後の居宅等を訪問し、相談援助を行った場合に算定する。(1回)	
	(3)退所時相談援助加算	400 *	4,272	入居者及び家族等に対し退居後の相談援助を行い、市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合に算定する。(1回)	
	(4)退所前連携加算	500 *	5,340	入居期間が1月を超える入居者の退居に先立って、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、退居後の居宅における居宅サービスの利用上必要な調整を行った場合に算定する。(1回)	
栄養マネジメント強化加算		11	117	常勤の管理栄養士を配置し、入居者ごとの栄養ケア計画を作成し、栄養管理を行っている場合に算定する。	
経口移行加算		28	299	経口移行計画を作成し、(管理)栄養士が栄養管理を行ったときに、当該計画が作成された日から起算して180日以内に限り算定する。	
経口維持加算(I)		400 *	4,272	現に経口により食事を摂取する者であって摂食機能障害を有し誤嚥が認められる者について、医師又は歯科医師の指示に基づき、経口維持計画を作成し、(管理)栄養士が継続して特別な管理を行った場合に算定する。	

口腔衛生管理加算	(1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90 *	961	・歯科医師/歯科衛生士の助言・指導に基づく口腔衛生管理計画の作成 ・歯科衛生士が、入居者に月2回以上口腔衛生管理 ・歯科衛生士が、介護職員に対し、具体的助言・指導 ・歯科衛生士が、介護職員からの相談等に対応を行なった場合に算定する。
	(2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110 *	1,174	加算(Ⅰ)を算定している入居者について、口腔衛生内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
療養食加算		6	64	医師の発行する食事せんに基づいた療養食を1回提供する毎に算定する。
看取り介護加算(Ⅰ)	(1) 死亡日45日前～31日前	72	768	医師が一般に認められている医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入居者について算定する。
	(2) 死亡日30日前～4日前	144	1,537	
	(3) 死亡日以前2日又は3日	680	7,262	
	(4) 死亡日	1,280	13,670	
在宅復帰支援機能加算		10	106	入居者が在宅へ退居するに当たり、当該入居者及びその家族に対して、所定の支援を行った場合に算定する。
在宅・入所相互利用(ベッドシェアリング)加算		40	427	要介護3から5までの者について、在宅生活を継続する観点から、複数人があらかじめ在宅期間及び入所期間を定めて同一の個室を計画的に利用する場合に算定する。
認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	32	入居者総数のうち、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する認知症の入居者の占める割合が50%以上の場合に、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、専門的な認知症ケアを実施している場合に算定する。
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	42	(1)に加えて、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置して施設全体の認知症ケアの指導及び研修等を実施している場合に算定する。
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200	2,136	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護福祉施設サービスを行うと判断した者に対して、入居日から7日を限度に加算する。
褥瘡マネジメント加算	(1) 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 *	32	入居者等ごとに褥瘡発生と関連のあるリスクについて、評価し少なくとも3月に1回評価し結果等を厚生労働省に提出し情報を活用すること。褥瘡ケア計画を作成して評価に基づき3月に1回計画の見直しをしていること。
	(2) 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13 *	138	加算(Ⅰ)の要件を満たしリスクのある入居者について褥瘡の発生がないこと。
排せつ支援加算	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ)	10 *	106	要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は連携している看護師が入所時に評価し、6月に1回評価し結果等を厚生労働省に提出し支援計画を作成し3月に1回支援計画を見直ししていること。
	(2) 排せつ支援加算(Ⅱ)	15 *	160	加算(Ⅰ)を満たし、排便・排尿の状態が改善またはオムツ使用から使用なしに改善されていること。
	(3) 排せつ支援加算(Ⅲ)	20 *	213	加算(Ⅰ)を満たし、排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善しかつ、おむつ使用ありからなしに改善していること。
ADL維持等加算	(1) ADL維持等加算(Ⅰ)	30 *	320	利用者の総数が10人以上であること。利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目において、適切に評価できるものがADL値を測定し厚生労働省に提出していること。調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。
	(2) ADL維持等加算(Ⅱ)	60 *	640	加算(Ⅰ)の要件を満たすこと。評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。
科学的介護推進体制加算	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40 *	427	入居者、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。
	(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50 *	534	加算(Ⅰ)に加え疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出すること。
自立支援促進加算		300 *	3,204	医師が入居者ごとに自立支援・重度化防止の為に必要な医学的評価を行い、少なくとも6月に1回は評価の見直しと支援計画の策定に参加すること。また支援計画に沿ったケアを実施し3月に1回は支援計画の見直しをすること。医学的評価を厚生労働省に提出して情報を活用していること。
生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 *	1,068	訪問、通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言を受ける体制を構築し、助言を受けた機能訓練指導員等が身体状況等の評価及び個別機能訓練計画を作成すること。
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 *	2,136	理学療法士等が施設を訪問し、施設の職員と共同でアセスメントを行い個別機能訓練計画を作成し、施設の機能訓練指導員等が他職種と協働して計画的に機能訓練を実施すること。

サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	234	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上もしくは、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合に算定する。
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	192	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に算定する。
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	64	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上もしくは、看護・介護職員の総数のうち、常勤職員が75%以上、直接提供する職員の総数のうち、勤続7年以上の職員が30%以上の場合に算定する。
協力医療機関連携加算	協力医療機関連携加算(Ⅰ)	50	534	相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合に1月につき算定する。(令和7年3月31日までの間は100単位を算定)
	協力医療機関連携加算(Ⅱ)	5	53	上記以外の協力医療機関と連携している場合に1月につき算定する。
高齢者施設等感染対策向上加算	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10	106	第二種協定指定医療機関等との連携を行い、院内感染対策に関する研修又は訓練に年1回参加することにより1月につき算定する。
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5	53	3年に一回以上実地指導を受けることで1月につき算定できる。
認知症チームケア推進加算	認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150 *	1,602	(1)施設における入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が1/2以上。(2)認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。(3)対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施。(4)認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施。(1)～(4)について実施することで1月につき算定する。
	認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120 *	1,281	上記(1)、(3)及び(4)に掲げる基準に適合し、かつ、認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組むことで1月につき算定する。
生産性向上推進体制加算	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100 *	1,068	次のいずれにも適合すること。(1)利用者の安全並びに介護サービスの質を確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。(一)介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保(二)職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮(三)介護機器の定期的な点検四業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図る為の職員研修(2)(1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。(3)介護機器を複数種類活用していること。(4)(1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。(5)事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 *	106	次のいずれにも適合すること。(1)上記(1)に適合していること。(2)介護機器を活用していること。(3)事業年度ごとに(2)及び上記(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。
介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の16.3%を算定する。		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の17.6%を算定する。		

(注1)入居者の負担は、上表に示す利用料の1割、2割又は3割。

(注2)*印のある項目は、介護報酬の単位が1日では無い場合(備考参照)。他はすべて、1日の単位。

(注3)上記の加算は、算定条件を満たした場合に加算する。

(2)食事代 [5. (3)①関係] 1日あたり1,800円(おやつ代込み)

※市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額とする。

(3)居室代(居住費) [5. (3)②関係] 1日あたり2,800円

※市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額とする。

※法定料金の減免措置 (1)～(3)の料金については、所得に応じた以下の減免措置があります。

①高額介護サービス費

1か月の介護サービスの1割負担の合計額が所得に応じた下記上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻されます。

利用者負担段階区分		上限額(世帯合計) (「個人」とあるのは個人単位の上限額)
一般		44,400円
住民非課税世帯	① ②、③以外	24,600円
	②公的年金等収入+合計所得が年額80万円以下	15,000円(個人)
	③老齢福祉年金受給者	15,000円(個人)
生活保護受給者		15,000円(個人)
利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護受給者とならない場合		15,000円

②居住費・食費の減免

段階	対象者(住民税世帯非課税)	居住費(月額)	食費(月額)
第1段階	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	820円	300円
第2段階	合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下	820円	390円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額(年金所得を除く)+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下	1,310円	650円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額(年金所得を除く)+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円以上	1,310円	1,360円

(4)その他の個別サービス利用料金 [5.(3)③~⑩関係]

項目	内容	料金
日用品費	日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で利用者にご負担いただくことが適当であるものに係る費用を負担いただきます。	実費
理美容代	入居者の希望により、施設において理容サービス又は美容サービスを提供する場合。	実費
クラブ活動費	習字、お花、絵画、刺繍等クラブ活動の材料費	実費
レクリエーション・行事費	花見、夏祭り、新年会等の参加費	実費
洗濯代	入居者の希望により、洗濯機等では洗濯できない特別な衣類をクリーニング店等に取り次ぐ場合	実費
健康管理費	インフルエンザ予防接種代、医師の診察・処方代や調剤費等の医療費です。	実費
食事の費用	通常献立による食事以外で、入居者が個別にメニューを希望する場合	実費
	通常の食事にかかる費用を超えるような高価な材料を使用し、特別な調理を行う選択食を提供した場合	
代金支払い代行	利用者の生活必需品等の立替購入又は日常生活上必要となる諸費用(医療費、薬代等含む)に係る代金の立替支払い	月額1,500円

令和 年 月 日

地域密着型介護老人福祉施設 サンケア上甲子園の重要事項説明書別紙記載内容変更に関し、本書面に基づき説明を行いました。

【事業者】 住 所 富山県射水市殿村136番地
法 人 名 社会福祉法人 新湊福社会
理 事 長 片岡 泰人
【説明者】 事業所名 サンケア上甲子園
役職・氏名 生活相談員 高木 誠樹

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項説明書別紙記載内容変更の説明を受け、内容に同意し交付を受けました。

利 用 者 住所 _____

氏名 _____

契 約 者 住所 _____
(家族代表)

氏名 _____